

第51回 ゆうき市文化祭

結城市文化協会主催の文化祭が10月～12月に開催されます。

文化祭では、結城市文化協会加盟団体の展示や発表、公演などを行います。

ぜひ、お気軽にお越しください。

《常光寺》
合同茶会
11月6日(日)

《市民文化センターアクロス 展示室》
短歌大会 絵画展
10月13日(木) 10月14日(金)～16日(日)

《市立公民館2階 ホール》
骨董古美術展
10月8日(土)～9日(日)

《市民文化センターアクロス 大ホール》
手づくりコンサート
10月22日(土) ※無料
開場:午後12時30分 開演:午後12時50分

市役所駅前分庁舎
(しるくろーど3階)
多目的ホール
将棋大会
11月23日(水・祝)

《健田須賀神社》
菊花展
11月2日(水)～17日(木)
午後1時

市民劇「結城秀康」
12月10日(土) ※有料
〔1回目〕開場:午前10時 開演:午前10時30分
〔2回目〕開場:午後2時 開演:午後2時30分

《市民文化センターアクロス 小ホール》
音楽部門合同発表会
12月4日(日)
■ゆうきエコー女声合唱団
■かるちあ農園 ■つくば結城会
■琴ひろ会 ■絹の会
■フラフレンズ小山コア結城
■コヤマ・バレエ

《市民情報センター》
合同展
10月28日(金)～30日(日)

- 書道展 ■盆栽とさつき
- 俳句・色紙短冊展
- バラのある暮らし ■江戸時代の茶道教本
- 写真展 ■骨董古美術展 ■菊花展
- 市民劇団「つむぎ」衣装展 ■生け花展
- すぐに役立つマナー講座～きもの～ ■茶会

※マナー講座は30日のみの開催、
茶会は29日までの開催です。

主催 結城市文化協会
後援 結城市・結城市教育委員会

市文化協会事務局(市生涯学習課 文化係) ☎32-1899

空き家とは

「空家等対策特別措置法」は、適切な管理が行われていない「空家等」が生活環境に及ぼす影響から地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、「空家等」の活用を促進するため、それらに必要な事項を定めることにより「空家等」に関する施策を推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することがこの法律の目的です。

この法律で「空家等」とは「建築物またはこれに附属する工造物であつて、居住その他の使用がなされておらず、かつ、その敷地」をいいます。

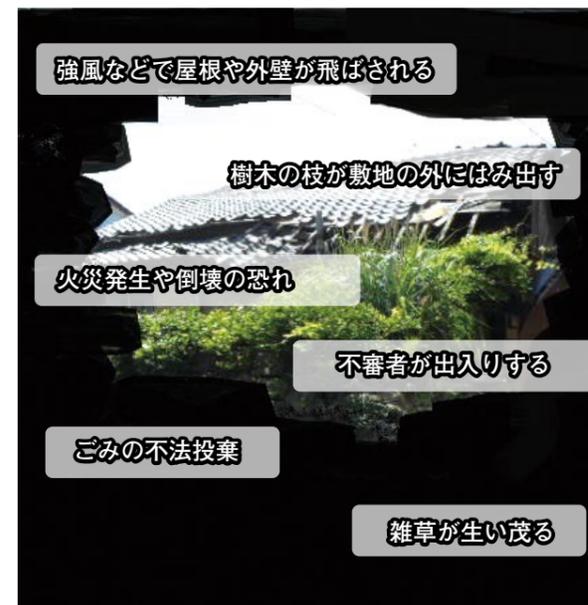
なお、人が居住している場合には、建物の崩壊や敷地内の草、樹木の越境については、この法律では、助言・指導などはできません。

空き家を適正に管理する

空き家の管理は、所有者の責任であるのが原則ですが、実態として適正な管理が行われていない空き家が発生しており、今後危険な空き家の増加が予想されます。市では、平成25年12月27日に「結城市空家等の適正管理に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、管理不全な空き家を見つけたときには、危険個所の撤去、物件なども所有者にお願いしています。

【危険な空き家が及ぼす影響】



特定空家等とは

また、平成27年5月に施行された「空家等対策特別措置法」では、倒壊などの恐れがある住宅などを自治体が「特定空家等」に指定した場合、所有者に助言・指導・勧告・命令を順次行い、もし命令に従わず放置すれば、自治体が強制的に撤去し、後にその費用を持ち主に請求できるようになりました。

著しく保安上危険となるおそれがある状態

例 部材の破損や不同沈下により、建築物に著しい傾斜がある場合

著しく衛生上有害となるおそれがある状態

例 ごみの放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊などが発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼす場合

著しく景観を損なっている状態

例 屋根、外壁などが、汚物や落書きなどで、外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている場合

そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

例 立木の枝が近隣の道路にはみ出し、歩行者の通行を妨げている場合



所有者の意識次第で空き家問題は改善します

空き家の改善・改修などは、所有者による自己管理が大前提となりますが、所有者だけでなく、相続予定者や家族の皆さんも、次のことを心がけ、問題を発生させない取り組みを今からお願いたします。

土地・建物の所有者については、水戸法務局筑西出張所で調べられます。

管理意識を高める

- ▼定期的に草刈りや清掃をしたり、建物に破損がないか点検したりする。
- ▼周囲に悪影響を及ぼしている場合は、修繕・改修など早急に適切な処置を行う。
- ▼自分で管理できない場合は、業者や知り合いに管理を依頼する。
- ▼住んでいるうちから、今後の活用意向などを明らかにしておく。
- ▼相続人の調査や特定など相続手続きの専門家である司法書士と相談する。
- 〈司法書士の問合せ先〉茨城司法書士会 ☎029・225・0111

【問合せ先】
市生活環境課
☎34・0410

